

〇〇県（都・道・府）国民健康保険財政安定化基金条例（参考例）（案）

第一章 総則

（設置）

第一条 国民健康保険財政の安定化に資するため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項の規定に基づき、〇〇県（都・道・府）国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第二条 基金には、法第八十一条の二第二項及び第六項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年~~算定~~政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第二十一条の規定により算定した繰入金の額及び算定政令第二十二條第二項の規定により算定した市町村から徴収する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の総額の三倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。

- 2 各年度において基金に積み立てる額は、知事の定めるところによるものとし、毎年度予算で定める。
- 3 拠出金を徴収する場合における基金への積立は、市町村が拠出金を納付する年度において行うものとする。拠出金の全てが市町村が拠出金を納付する時期までに納付されない場合も、同様とする。

（現金の管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第五条 基金は、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金の貸付、同項第二号に掲げる事業に係る交付金の交付及び同条第二項の規定による取崩しを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第二章 貸付事業

（貸付の要件及び額）

第六条 知事は、法第八十一条の二第九項第一号の規定による~~収納~~不足市町村に対し、算定政令第十四条第二項及び第三項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。

(償還方法)

第七条 前条の貸付けを受けた市町村は、借入総額について、当該借入れを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の二年後の年の四月一日の属する年度の末日までにおいて償還を行うものとする。ただし、第八条の規定により償還期限が延期された場合又は市町村が第九条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

2 市町村は、償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を、県（都・道・府）に納付しなければならない。

(償還期限等の延期)

第八条 知事は、市町村に対し、災害その他特別の事情により償還に要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であると認めるものについては、貸付けを行った年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日の範囲内で貸付金の償還期限を延期することができる。

(繰上償還)

第九条 知事は、貸付けを受けた市町村が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

第三章 交付事業

(交付の要件及び額)

第十条 知事は、~~算定政令第十七条第一項法第八十一条の三第九項第三号~~の要件を満たし、次に掲げる特別の事情があると認める市町村に対し、算定政令第十七条第二項及び第三項の規定により算定した額を交付する。

- 一 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと
- 二 企業の倒産や主要な生産物の価格の著しい低下など地域の産業に特別の事情が生じたこと
- 三 その他上記に類する被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと

(拠出金)

第十一条 各年度において知事が法第八十一条の二第四項に基づき市町村に対して納付を求める拠出金の総額については、算定政令第二十二條第二項の規定に基づき知事が定める額とする。

2 (以下のいずれかを選択。2点目は①か②を選択。)

- ・前項の拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。
- ・前項の拠出金は、県（都・道・府）内の全市町村が、
①算定政令第九条第一項に規定する算定方法に準じて負担するものとする。この場合、それぞれの市町村が負担する額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号から第四号までに掲げる数を乗じて得た額とする。

- 一 前項に規定する額
 - 二 次に掲げる数を乗じて得た数に一を加えた数
 - イ 算定政令第九条第一項第二号イの医療費指数反映係数
 - ロ 算定政令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数から一を控除した数
 - 三 イ及びロに掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数
 - イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 算定政令第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数
 - (2) 算定政令第九条第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合
 - ロ 算定政令第九条第一項第三号ロの一般納付金被保険者数等割合
 - ハ イ(1)に掲げる数に一を加えた数
 - 四 算定政令第九条第一項第四号の一般納付金基礎額調整係数
- ②それぞれの負担額が等しくなるよう負担するものとする。
- 3 知事は、第一項の規定により市町村の拠出金の額を算定した場合には、市町村に対して拠出金の額及び拠出期限その他必要な事項を通知しなければならない。
- 4 市町村は、拠出期限までに拠出金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞金を、県（都・道・府）に納付しなければならない。

（拠出金の徴収方法及び徴収期限の延期）

第十二条 拠出金の徴収は、前条第一項の規定により算定した額について、当該拠出金に係る交付を行った年度の翌々年度において行うものとする。ただし、当該年度に徴収することが困難であると認められる場合は、徴収期限を延期することができる。

第四章 県（都・道・府）による取崩し

（取崩しの要件及び額）

第十三条 知事は、法第八十一条の二第二項に該当する場合、算定政令第十八条第二項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を取り崩す。

（繰入れ方法及び繰入れ期限の延期）

第十四条 前条の規定により取り崩した額の繰入れは、その取り崩した総額について、当該取崩しを行った年度の翌々年度の初日から当該日の属する年の二年後の年の四月一日の属する年度の末日までにおいて行うものとする。ただし、災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合は、当該取崩しを行った年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日の範囲内で繰入れ期限を延期することができる。

第五章 雑則

（委任）

第十五条 この条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項その他必要な

手続は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 知事は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、法附則第二十五条に基づき、算定政令附則第十九条に規定するところにより、財政安定化基金を県（都・道・府）内の市町村に対する法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てることができる。